

登録教習機関の登録事項変更の公示について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「法」という。）第61条第1項に規定する都道府県労働局長の登録を受けた者について、法第77条第3項において準用する法第47条の2の規定による変更の届出があったので、法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 登録教習機関の名称

一般社団法人日本鳶工業連合会

2 技能講習の業務を行う事務所名称及び所在地

(1) 事務所の名称

変更前 沖縄県鳶土工業会

変更後 沖縄県鳶工業会

(2) 所在地

変更前 沖縄県宜野湾市伊佐2-20-7 有限会社平良組内

変更後 沖縄県糸満市西崎町3-375 シンコウビル1階

2 変更する年月日

令和6年3月13日

令和6年3月7日

沖縄労働局長

